

『医心方』巻二における治療禁忌と実際

島山奈緒子

関西医療大学準研究員

『医心方』三十巻は、永観二年（984年）に針博士の丹波康頼によって編纂され、円融上皇に献上された、現存日本最古の医学全書である。

全編中国医書からの引用で成っているが、編纂方針に日本ならではの意図が表れていると言われている。引用文献は、『黄帝内経』に代表される医経、臨床各科、本草から諸子、仏教経典に至るまで204種10,881条にのぼる。三十巻の内容は、総論から治療各論、薬物の解説、針灸治療、養生、房中まで多岐にわたる。

丹波康頼は『医心方』編纂の功績により、後に医博士になっており、実際の治療にも携わっていたと推測されるが、『医心方』に引用された治療方が当時の実際の治療をどれほど反映していたかは明らかではない。

そこで、『医心方』の治療がどれほど実際に即していたか、巻二に収められている治療の禁忌日と巻二以外の治療の指示を比較し、検討した。

巻三には「風」に対する治療方がまとめられている。巻一は総論、巻二は針灸治療に用いられる孔穴（経穴）と治療の禁忌がまとめられているため、実際の治療方がまとめて記されているのは巻三からであり、病証の始めに置かれることから、編者が「風」による病を重視していたことが伺える。

そこで巻三に重点をおいて治療の指示を見ると、薬物治療については「耆婆方、治一切風病日月散方、秦膠八分 獨活八分 二味、切、搗篩為散、以酒服一方寸匕、日二。還遂四時之四季作服之、春散、夏湯、秋丸、冬酒四季煎膏」（治一切風病方第二）のように一日の服用回数を指示することがあっても、服用日を指示することはほとんどない。しかし、針灸治療については「小品方、（中略）背胛間名臣攬三壯、三日一報之」（治中風狂病方第廿三）のように3日に1回灸治療をするといったような、治療日を指示する箇所が見られる。

巻二には針灸治療の禁忌日として『華佗法』と『蝦蟇経』より14種の禁忌日が記されているが、天候などの固定されない禁忌日や日にちにおける治療禁忌部位など必ずしも全員に当てはまらない禁忌を除き、男性の干支における禁忌日のみを、『医心方』が編纂された年（984年）の10月で調査した結果、治療可能な日は、4、9、11、12、17、19、20、21、28日のみである。複数の禁忌日が重なっている日もあるとはいえ、確実な禁忌日のみでも一カ月に8日しか針灸治療を行う事はできない。また、間隔も連日から4日間とまちまちである。

これに天候や満月等の他の禁忌を加えれば、ひと月のうちに治療可能な日はほぼ無いと言っても過言ではない。

巻三の鍼灸治療においては、当時の灸治療の身体への負担の大きさも鑑み、治療日が連続しすぎないための戒めといった要素が強いようだ。

しかし、薬物治療においては治療日の指示がほぼ見られないことから、巻二の禁忌日を重視していたか、治療効果を見ながら服薬日を調節していたか、調査する必要がある。